（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の項中「、第十七条」を削る。

総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣　高市　早苗

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第九号

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律

運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「軽油引取税の税率について特例が設けられていることが」を「現下の」に、「に与える影響」を「をめぐる状況」に改める。

附則第二項を次のように改める。

（この法律の失効）

2　この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

附則に次の一項を加える。

（経過措置）

3　前項の規定にかかわらず、この法律の失効前に第二条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者については、第三条の規定は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附　則

この法律は、令和八年四月一日から施行する。

総務大臣　林　芳正
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十号

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法

（趣旨）

第一条　この法律は、令和八年度から令和十一年度までに限り集中的に行う、農地の区画の拡大、共同利用施設の再編整備、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第二条第一項に規定するスマート農業技術の開発及びこれを活用した生産方式の導入、農産物の輸出を行う産地の育成その他の農業構造転換の推進に必要な施策の実施に要する経費の財源に充てるため、令和八年度から令和十一年度までにおける日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例を定め、もって食料安全保障の確保に資するものとする。

（日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例）

第二条　日本中央競馬会は、令和八事業年度から令和十一事業年度までの各事業年度において、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十七条の規定による国庫への納付をするほか、同法第二十九条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による特別積立金のうち千億円の四分の一に相当する金額（次項において「特別国庫納付金額」という。）を当該事業年度の四月一日から翌事業年度の三月三十一日までの間に国庫に納付しなければならない。

2　特別国庫納付金額は、日本中央競馬会法第二十九条第一項の規定による特別積立金の額から減額して整理するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後四年を目途として、農業構造転換の集中的な推進の状況等を勘案し、食料安全保障の確保に資する施策の実施に必要な安定した財源を確保するための各般の措置の在り方について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

日本中央競馬会法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十一号

日本中央競馬会法の一部を改正する法律

日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十三条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第七号中「有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）」とあるのは、「有する者」と読み替えるものとする。

第十九条に次の一項を加える。

5　競馬会は、第一項及び第二項に掲げる業務並びに前項に規定する業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、これらの業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、競馬会が保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸する業務を行うことができる。

第二十九条第一項中「第二十七条第二項の規定による納付及び前条第一項の規定による積立をしてなお剰余」を「次条第三項に規定する剰余の額から同項の規定により特別振興資金に充てる金額を控除してなお残額」に、「すべてこれ」を「その残額」に改める。